

特定社会基盤事業者を指定する件

厚生労働省告示第三百六号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次の者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和五年十一月十七日

厚生労働大臣 武見 敬三

一(一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

札幌市（札幌市水道事業） 北海道札幌市中央区北一条西二丁目

仙台市（仙台市水道事業） 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目七番一号

さいたま市（さいたま市水道事業） 埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目四番四号

千葉県（千葉県水道事業） 千葉県千葉市中央区市場町一番一号

東京都（東京都水道事業） 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

神奈川県（神奈川県水道事業） 神奈川県横浜市中区日本大通一

横浜市（横浜市水道事業） 神奈川県横浜市中区本町六丁目五〇番地の一〇

川崎市（川崎市水道事業） 神奈川県川崎市川崎区宮本町一番地

名古屋市（名古屋市水道事業） 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目一番一号

京都市（京都市水道事業） 京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町四八八番地

大阪市（大阪市水道事業） 大阪府大阪市北区中之島一丁目三番二〇号

神戸市（神戸市水道事業） 兵庫県神戸市中央区加納町六丁目五番一号

広島市（広島市水道事業） 広島県広島市中区国泰寺町一丁目六番三四号

北九州市（北九州市水道事業） 福岡県北九州市小倉北区域内一番一号

福岡市（福岡市水道事業） 福岡県福岡市中央区天神一丁目八番一号

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

水道事業

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和五年十一月十六日

二(一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

宮城県（仙南・仙塩広域水道用水供給事業） 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

埼玉県（埼玉県水道用水供給事業） 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一五番一号

愛知県（愛知県水道用水供給事業） 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目一番二号

沖縄県（沖縄県水道用水供給事業） 沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号

北千葉広域水道企業団（北千葉広域水道用水供給事業） 千葉県松戸市七右衛門新田五四〇番地の五

神奈川県内広域水道企業団（神奈川県内広域水道用水供給事業） 神奈川県横浜市旭区矢指町一一九

四番地

大阪広域水道企業団（大阪広域水道企業団水道用水供給事業） 大阪府大阪府中央区谷町二丁目三番

一二号マールイト谷町ビル三階

阪神水道企業団（阪神水道企業団水道用水供給事業） 兵庫県神戸市東灘区西岡本三丁目二〇番一号

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

水道用水供給事業

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和五年十一月十六日